

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃止 ・ 縮減 ）

No	1	府 省 庁 名 経 済 産 業 省 中 小 企 業 庁 長 官 官 房 総 務 課
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（都市計画税）	
見直し項目名	独立行政法人中小企業基盤整備機構の仮施設整備事業に係る特例措置の廃止	
見直し内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が中小機構法第15条第1項第13号に基づき行う業務のうち、施設を無償貸与、無償譲渡するものに係る業務の用に供する建物の所有権の取得登記に係る不動産取得税、固定資産税及び都市計画税を平成29年度末まで非課税とする。</p> <p>・ 特例措置の内容 平成29年度末に期限を迎える、不動産取得税、固定資産税、都市計画税の非課税措置について、期限の延長をしない。</p>	
関係条文	不動産取得税 地方税法第51条の2第1項 固定資産税及び都市計画税 地方税法第56条の2	
増収見込額	<p>[平年度] +4.0 (-)</p> <p>[改正増減収額] - (単位：百万円)</p>	
廃止又は縮減の理由	これまでの利用実績等を踏まえ、本特例措置を廃止する。	
ページ		1—1